

熊取町社宅整備促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金交付規則（昭和51年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、熊取町社宅整備促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 熊取町（以下「町」という。）の人口が、わが国の少子高齢化の進展などの影響で減少傾向となる中、特に生産年齢人口（15～64歳）の減少について、町税等の減少など将来の町の行財政運営への深刻な影響が危惧されることに鑑み、町内に従業員の居住を目的とした住居を一定の要件のもと、新たに取得した法人に対して、その費用の一部を補助することで、法人による町内での社宅の整備を促し、生産年齢人口（15～64歳）の中でも特に就職期層（20～24歳）を中心とした若年世代の転入を促すことにより、生産年齢人口全体の維持増加を図り、将来にわたり安定した財政基盤を確保するほか、町内消費及び雇用等の創出による地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社宅 事業者が従業員の居住を目的として貸与するため、所有または賃借する住宅をいう。
- (2) 従業員 期間の定めのない労働契約により事業者に雇用された者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者・有期雇用労働者として雇用された者を除く。）をいう。
- (3) 補助対象期間 補助年度の前年度の1月1日から補助年度の12月末日まで。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。ただし、補助金の交付は補助対象者毎に会計年度につき1回とする。

- (1) 補助対象者は、法人格を有する団体であること。ただし、国及び地方公共団体、その関係機関は除く。
- (2) 補助対象者は、第7条に定める申請時において、熊取町において納付すべき地方税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象者は、次のいずれにも該当しないこと。

ア地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（参加者の資格を有さない者）

イ民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続きの申立てをしている者又は申立てがなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなす。

ウ会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下

「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。以下「更生手続き開始の申立て」という。)をしている者又は更生手続き開始の申立てがなされた者。ただし、同法第41条第1項の更生手続き開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなす。

エ破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て(同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。)がなされている者。

オ熊取町入札参加資格停止要綱(平成20年3月30日制定)に基づく資格停止または資格保留の措置を受けている者。

カ暴力団排除条例(平成24年熊取町条例第26号)第2条第1号から第3号の規定に該当する者。

キ団体の活動として破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又はその役員若しくは構成員。

ク無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する「観察処分」を受ける団体及びその関係者。

(補助金交付の要件及び補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる社宅(以下「補助対象社宅」という。)は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象社宅は、補助対象者が補助対象期間内において新たに所有若しくは賃借したものであること。
 - (2) 前号の補助対象社宅には、補助年度の1月1日において住民登録があり、かつ補助対象者が住民税の特別徴収義務者となる従業員が現に居住していること。
- 2 補助対象者が負担する補助金の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。
- (1) 社宅を所有する場合、補助対象社宅の維持管理に要する費用(電気料金、ガス料金、水道料金、管理に要する費用、その他これらに類する費用)。ただし、土地及び減価償却の対象となる資産に要する費用、租税公課は除く。
 - (2) 社宅を賃借する場合、補助対象社宅の賃借に要する費用(家賃、共益費、その他これらに類する費用)。ただし、保証金は除く。
 - (3) 社宅への入居に要する費用(引越し費用、不動産仲介手数料、その他これらに類する費用で補助対象者が負担するもの)
 - (4) その他町長が必要と認める費用
- 3 補助対象経費の算入期間は、第3条第3号の補助対象期間に関わらず、補助年度の前年度の1月1日から補助年度の2月末日までとする。
- 4 他の国庫補助や国費を財源とする補助金、寄付金その他の収入がある場合は、補助対象経費か

ら除外するものとする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象住宅1戸につき15万円とする。

2 補助限度額は、1補助対象者につき300万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則に定める様式（補助金交付申請書、事業計画書、収支計画書）に加え、社宅整備促進補助金交付内訳書（様式第1号）及び各号に掲げる添付書類を、町長が定める期日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 要件確認申立書（様式第2号）
- (3) 補助対象社宅入居者の雇用及び住民登録に関する調書（様式第3号）
- (4) 社宅を所有する場合、当該事実を確認できる書類（建築工事請負契約書、売買契約書等の写し）
- (5) 社宅を賃借する場合、賃貸借契約の内容及び社宅として利用する目的で賃借することが確認できる書類（賃貸借契約書、入居者への引渡し書等の写し）
- (6) 補助対象経費の支出が確認できる書類（領収書等の写し）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反していないこと。
 - (2) 予算の範囲内であること。
 - (3) この補助金交付の要件を満たし、かつ、補助金交付の目的及び内容が適正であること。
 - (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
 - (5) その他町長が必要と認める事項
- 2 町長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 町長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 4 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった日から30日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第5条第1項第2号における居住要件については、必要に応じて町長が確認を行い、その結果補助金交付の要件を満たさない場合は、補助金返還等を行うこと。
- (2) 町長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (3) 法令等及びこの要綱を遵守すること。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告及び補助金の交付)

第12条 第10条第1項の交付決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から14日以内に規則に定める様式(実績報告書、収支精算書)を町長に提出することにより実績報告を行うとともに、請求書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条第1項の請求を行わないとき。
- (3) この要綱及び関係法令に不適合若しくは違反したとき。
- (4) 第4条第3号各記号のいずれかに該当すること若しくは該当していたことが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 第12条第2項の規定により補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、第9条第1項各号の規定に違反または前条第1項の規定により交付決定を取り消された場合、町長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第15条 被交付者は、第13条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、被交付者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

3 被交付者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付

しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年 7.3 パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

- 4 町長は、被交付者が第 1 項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は町長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第 8 条第 1 項の規定による交付決定を受けた者に係る補助金については、同日後も第 12 条の規定に基づく交付がなされるまでの間、この要綱は、なおその効力を有する。